

四半期報告書

(第59期第2四半期)

高松機械工業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2019年11月13日

【四半期会計期間】 第59期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高松 宗一郎

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)1410

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 四十万 尚

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)1410

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 四十万 尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第2四半期 連結累計期間	第59期 第2四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	10,532	11,410	22,650
経常利益 (百万円)	981	1,057	2,500
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	673	726	1,708
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	575	698	1,546
純資産額 (百万円)	13,715	15,126	14,528
総資産額 (百万円)	22,271	23,972	23,737
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	62.18	67.36	158.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	61.70	67.00	156.77
自己資本比率 (%)	61.5	63.0	61.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	449	1,224	1,002
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△709	△167	△1,246
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△234	△191	20
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,159	3,282	2,427

回次	第58期 第2四半期 連結会計期間	第59期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	41.56	41.24

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国経済の減速や米中間の通商問題を巡る緊張が増す中、輸出を中心に弱さが続くものの、各種政策の効果もあって、緩やかな回復を継続してきました。

当社グループの主力分野である工作機械業界においては、2019年8月の業界受注総額が6年4ヵ月ぶりに900億円を下回る等、米中貿易摩擦による設備投資環境の悪化が国内外で進行したことにより、当第2四半期連結累計期間の業界受注総額は前年同期比34.0%減少の6,048億円となりました。

このような状況の中で、当社グループの当第2四半期連結累計期間の連結売上高は前年同期に比べ8億77百万円(8.3%増)増収の114億10百万円となりました。売上高の増加に伴い、営業利益は9億70百万円(前年同期比8.0%増)、経常利益は10億57百万円(同7.7%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億26百万円(同7.8%増)となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

① 工作機械事業

当第2四半期連結累計期間の経営成績は、受注高が40億90百万円(前年同期比59.5%減)、受注残高が139億41百万円(同30.3%減)、売上高が101億23百万円(同6.9%増)、営業利益が8億61百万円(同0.8%減)となりました。

受注高の地域別内訳は、国内及びアジア向けが大きく減少したことに加え、欧米向けにも減少傾向が見られた結果、内需が23億86百万円(同65.3%減)、外需が17億3百万円(同46.9%減)となりました。

売上高の地域別内訳は、国内及びアジア向けが堅調に推移し、北米向けが増加した結果、内需が63億56百万円(同4.4%増)、外需が37億66百万円(同11.3%増)、外需比率が37.2%(前年同期は35.7%)となりました。

当第2四半期連結累計期間における主な取り組みとして、自動化技術を付加した最適なソリューション提案によって受注確保をはかるとともに、自動車産業以外の市場開拓に向けた営業活動に注力してきました。4月には中国最大の国際展示会であるCIMT2019、9月にはヨーロッパでの拡販活動としてドイツのEMO2019に出展しました。EMO2019では、当社の「XT-6」と株式会社エンシユウ製「WE30V」との連結機を展示し、他社の工作機械ともライン化できる自動化技術をアピールしました。また、タイやベトナムでのプライベートショー開催や、ドイツでのヨーロッパ現地ディーラ会議の開催等、海外シェア拡大に向けた戦略を推進してきました。

製品面では、日刊工業新聞社主催の第49回機械工業デザイン賞において、当社製ローダ「Σiローダ 高速タイプ」が性能の高さを評価され、審査委員会特別賞を受賞しました。

生産面では、高水準の受注残高に対応しフル生産を続ける中で、組立員のスキルアップをはかるとともに、作業の標準化、設備の効率的運用に取り組むなど、生産体制の強化に努めてきました。

② IT関連製造装置事業

当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高が8億89百万円(前年同期比33.4%増)、営業利益が1億28百万円(同171.2%増)となりました。

半導体関連の既存取引先を中心に、リピート案件の受注が安定的に継続したとともに、新規案件の取り込みにも注力した結果、売上高・営業利益ともに順調に推移しました。

③ 自動車部品加工事業

当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高が3億96百万円(前年同期比1.5%増)、営業損失が20百万円(前年同期は17百万円の営業損失)となりました。

既存取引先の生産計画に下振れが生じたことで売上高が伸び悩む中、適切な生産対応とコストダウンの推進によって利益確保に努めたものの、営業損失の計上となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は239億72百万円で前連結会計年度末に比べ2億34百万円の増加となりました。

区分別にみますと、流動資産は175億11百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億99百万円増加しました。その主な要因としては、電子記録債権が7億99百万円、流動資産のその他(前渡金等)が1億56百万円減少したものの、現金及び預金が9億3百万円、受取手形及び売掛金が1億93百万円増加したことによるものです。

固定資産は64億60百万円となり、前連結会計年度末に比べて35百万円増加しました。その主な要因としては、投資その他の資産のその他(投資有価証券等)が71百万円増加したことによるものです。

次に当第2四半期連結会計期間末の負債は88億46百万円で前連結会計年度末に比べて3億62百万円の減少となりました。

区分別にみますと、流動負債は73億81百万円となり、前連結会計年度末に比べて2億84百万円減少しました。その主な要因としては、支払手形及び買掛金が3億42百万円増加したものの、電子記録債務が2億70百万円、流動負債のその他(未払消費税等)が1億88百万円、未払法人税等が1億64百万円減少したことによるものです。

固定負債は14億65百万円となり、前連結会計年度末に比べて78百万円減少しました。その主な要因としては、長期借入金が75百万円減少したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は151億26百万円で前連結会計年度末に比べて5億97百万円の増加となりました。その主な要因としては、利益剰余金が5億75百万円増加したことによるものです。なお、自己資本比率は63.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フローは、12億24百万円の資金流入(前年同期は4億49百万円の資金流入)となりました。

その主な要因としては、法人税等の支払等があったものの、税金等調整前四半期純利益の計上や売上債権の減少等があったことによるものです。

② 投資活動によるキャッシュ・フローは、1億67百万円の資金流出(前年同期は7億9百万円の資金流出)となりました。

その主な要因としては、有形固定資産の取得による支出等があったことによるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フローは、1億91百万円の資金流出(前年同期は2億34百万円の資金流出)となりました。

その主な要因としては、配当金の支払や長期借入金の返済による支出等があったことによるものです。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、8億54百万円の増加(前年同期は5億24百万円の減少)となり、当第2四半期連結累計期間末残高は32億82百万円(前年同期は21億59百万円)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、2008年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

I. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のご判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、1948年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、1961年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には安全でメリットのある商品を、従業員には生活の安定と希望を、株主には適切な配当を提供するとともに、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様にご判断のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の

提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)の継続を第56回定時株主総会(2017年6月28日開催)に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2017年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

(<https://www.takamaz.co.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/170509-3.pdf>)

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第56回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって継続されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、78百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	11,020,000	11,020,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月30日	—	11,020,000	—	1,835	—	1,776

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
高松機械工業取引先持株会	石川県白山市旭丘1-8	898	8.29
株式会社タカマツ	石川県白山市宮永市町83-7	810	7.48
北国総合リース株式会社	石川県金沢市片町2-2-15	433	4.00
株式会社北国銀行	石川県金沢市広岡2-12-6	408	3.77
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	384	3.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	360	3.32
株式会社朝日電機製作所	石川県白山市旭丘1-10	355	3.28
高松 明毅	東京都目黒区	330	3.05
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	319	2.95
高松機械工業社員持株会	石川県白山市旭丘1-8	313	2.89
計	—	4,611	42.59

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 190,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,826,100	108,261	—
単元未満株式	普通株式 3,200	—	—
発行済株式総数	11,020,000	—	—
総株主の議決権	—	108,261	—

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1-8	190,700	—	190,700	1.73
計	—	190,700	—	190,700	1.73

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,024	4,928
受取手形及び売掛金	3,404	3,597
電子記録債権	5,843	5,043
商品及び製品	731	1,080
仕掛品	1,874	1,621
原材料及び貯蔵品	1,021	982
その他	424	267
貸倒引当金	△11	△9
流動資産合計	17,311	17,511
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,421	1,401
土地	2,461	2,461
その他（純額）	886	874
有形固定資産合計	4,769	4,737
無形固定資産	31	27
投資その他の資産		
その他	1,659	1,730
貸倒引当金	△34	△34
投資その他の資産合計	1,624	1,695
固定資産合計	6,425	6,460
資産合計	23,737	23,972

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,513	1,855
電子記録債務	3,576	3,306
短期借入金	790	790
未払法人税等	533	368
賞与引当金	241	270
役員賞与引当金	45	22
製品保証引当金	74	65
その他	890	702
流動負債合計	7,665	7,381
固定負債		
長期借入金	507	432
退職給付に係る負債	576	583
長期未払金	379	379
その他	80	70
固定負債合計	1,543	1,465
負債合計	9,208	8,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,814	1,801
利益剰余金	10,830	11,405
自己株式	△245	△175
株主資本合計	14,234	14,867
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	95	87
為替換算調整勘定	203	179
退職給付に係る調整累計額	△42	△34
その他の包括利益累計額合計	256	231
新株予約権	28	20
非支配株主持分	10	7
純資産合計	14,528	15,126
負債純資産合計	23,737	23,972

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	10,532	11,410
売上原価	7,821	8,571
売上総利益	2,711	2,838
販売費及び一般管理費	※ 1,812	※ 1,867
営業利益	898	970
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	8	7
持分法による投資利益	37	69
その他	57	26
営業外収益合計	105	106
営業外費用		
支払利息	2	2
為替差損	20	17
その他	0	0
営業外費用合計	23	20
経常利益	981	1,057
特別利益		
固定資産売却益	0	0
新株予約権戻入益	—	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産除却損	0	2
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純利益	982	1,055
法人税、住民税及び事業税	300	362
法人税等調整額	10	△29
法人税等合計	311	332
四半期純利益	671	723
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△2	△2
親会社株主に帰属する四半期純利益	673	726

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	671	723
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△27	△8
為替換算調整勘定	△46	△6
退職給付に係る調整額	△0	7
持分法適用会社に対する持分相当額	△21	△17
その他の包括利益合計	△95	△24
四半期包括利益	575	698
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	578	701
非支配株主に係る四半期包括利益	△2	△2

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	982	1,055
減価償却費	201	169
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	11	17
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	48	28
受取利息及び受取配当金	△11	△10
支払利息	2	2
新株予約権戻入益	—	△0
売上債権の増減額 (△は増加)	371	601
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△919	△62
仕入債務の増減額 (△は減少)	279	88
その他	△157	△149
小計	809	1,737
利息及び配当金の受取額	9	11
利息の支払額	△2	△2
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△367	△521
営業活動によるキャッシュ・フロー	449	1,224
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△100	△107
有形固定資産の売却による収入	2	0
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
定期預金の預入による支出	△1,498	△1,603
定期預金の払戻による収入	896	1,547
その他	△9	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△709	△167
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△73	△75
配当金の支払額	△140	△150
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
リース債務の返済による支出	△19	△13
ストックオプションの行使による収入	—	47
財務活動によるキャッシュ・フロー	△234	△191
現金及び現金同等物に係る換算差額	△30	△11
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△524	854
現金及び現金同等物の期首残高	2,683	2,427
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,159	※ 3,282

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給与及び手当	511百万円	503百万円
賞与引当金繰入額	115百万円	109百万円
退職給付費用	32百万円	33百万円
役員賞与引当金繰入額	22百万円	22百万円
減価償却費	37百万円	25百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	3,655百万円	4,928百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,496百万円	△1,645百万円
現金及び現金同等物	2,159百万円	3,282百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	140	13	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月9日 取締役会	普通株式	86	8	2018年9月30日	2018年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	150	14	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月11日 取締役会	普通株式	108	10	2019年9月30日	2019年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,474	666	390	10,532	—	10,532
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8	—	—	8	△8	—
計	9,482	666	390	10,540	△8	10,532
セグメント利益又は損失(△)	868	47	△17	898	0	898

(注) 1 売上高の調整額△8百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額0百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,123	889	396	11,410	—	11,410
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	—	—	7	△7	—
計	10,131	889	396	11,417	△7	11,410
セグメント利益又は損失(△)	861	128	△20	970	0	970

(注) 1 売上高の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額0百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	62円18銭	67円36銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	673	726
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	673	726
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,833	10,778
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	61円70銭	67円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	84	57
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	—	—

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

当社は、2019年11月11日開催の取締役会において、新工場を建設することを決議いたしました。

(1) 設備投資の目的

当社は現在、主力の工作機械事業において生産を本社工場で行っておりますが、近年売上高が順調に増加する中、生産スペースが不足し、生産能力の拡大が課題となっております。

そこで、工作機械事業の新たな生産拠点として、石川県白山市に所有する土地に新工場を建設することいたしました。新工場に本社工場から製造部門の一部工程を移行することで、工作機械の増産体制を確立し、更に生産の合理化・効率化の推進に取り組んでまいります。また、お客様に高品質な製品を提供するとともに、従業員が安心安全に働くベストワークプレイスとして、当社の将来の成長基盤を担う工場となる予定です。

(2) 設備投資の内容

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 名称 | 高松機械工業株式会社 新北部工場(仮称) |
| ② 所在地 | 石川県白山市旭丘4丁目13番地 |
| ③ 投資の内容 | 建物及び生産設備 |
| ④ 敷地面積 | 36,375.06㎡ |
| ⑤ 延床面積 | 約12,000㎡(予定) |
| ⑥ 投資総額 | 約35億円(予定) |

(3) 設備の導入時期

- | | |
|-----------|-------------|
| ① 取締役会決議日 | 2019年11月11日 |
| ② 着工 | 2020年4月予定 |
| ③ 操業開始日 | 2021年4月予定 |

- (4) 当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響
2020年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2019年6月25日開催の当社第58回定時株主総会において承認可決されました、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく、当社取締役(社外取締役を除く)及び従業員に対する新株予約権の発行につきまして、2019年11月11日開催の取締役会において以下のとおり具体的内容を決定いたしました。

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

合計99名であり、その内訳は下記のとおりであります。

当社取締役(社外取締役を除く)	9名	1,020個
当社従業員	90名	2,940個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式396,000株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の総数

3,960個(新株予約権1個につき普通株式100株。但し、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「払込金額」という)は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所が公表する当社株式普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)、割当日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)のどちらか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使の場合、を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割

若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2022年5月23日から2023年5月19日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 割り当てられた新株予約権には業績達成条件を付するものとし、当社の中期計画2021の最終年度(2022年3月期)において、連結営業利益額26億円以上を達成した場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ② 本件新株予約権は、新株予約権者が(8)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は新株予約権を放棄した場合は、その新株予約権は無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 割当日

2019年11月26日

2 【その他】

第59期(2019年4月1日から2020年3月31日)中間配当については、2019年11月11日開催の取締役会において、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額 | 108百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 10円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2019年12月6日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月12日

高松機械工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 健 太 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 間 智 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2019年11月13日
【会社名】	高松機械工業株式会社
【英訳名】	TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 宗一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	石川県白山市旭丘1丁目8番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高松宗一郎は、当社の第59期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。